

明石市大久保南幼稚園 2階保育室復旧修繕特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称	明石市立大久保南幼稚園 2階保育室復旧修繕
場 所	明石市大久保町ゆりのき通 3丁目 1番地ほか
期 間	契約の翌日から、令和 7年 3月 31日（月）まで ※但し、現場着手は 3月 20日以降とする。
概 要	明石市立大久保南幼稚園の保育室復旧修繕及び保育物品の運搬等

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等においては、必要に応じて交通誘導員を配置し、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 作業音、粉塵等が発生する作業については、事前に施設管理者と協議すること。
- (8) 日曜日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 修繕内容

(1) 工事概要

明石市立大久保南幼稚園において、現つくしの部屋内の物品を明石市立大久保幼稚園の 2階の一室へ移動し、現預かりの部屋の畳敷き等を現つくしの部屋へ移設することで、現つくしの部屋を預かりの部屋として利用できるようにする。あわせて、現預かりの部屋の床面、壁面を修繕することにより現預かりの部屋を普通教室として利用できるようにするもの。

(1) 内装工事

- ・塗装は 3回とし、最後の 1回はサークルライン引き後とすること。
- ・床面の木材の反りなどによる隙間や凹みがある場合、パテ埋め等により補修したうえでサンダー掛けした後、塗装すること。

(2) 雑工事

- ・ 2階の内装工事実施対象の部屋（現預かりの部屋）からその真下の1階の部屋（現つくしの部屋）への物品（預かり保育用品）移動及びタタミ敷き移設は、ピアノ以外の物品を全て移動し、移動前の預かりの部屋の環境を現つくしの部屋に再現するものとする。
- ・ タタミ敷きを移設した際に部屋にぴったり合わない場合は、隙間に巾木を嵌める、余分を削った寸法の畳を設置する等により対応すること。
- ・ 現つくしの部屋から大久保幼稚園への物品移設は、現つくしの部屋にあるピアノ以外の物品全て（段ボール約100箱及びトランポリン、一輪車等）を大久保幼稚園鉄筋園舎2階の指定する部屋へ搬入するものとする。

(3) 修繕範囲

別添図面による

(4) 工法・施工

別添図面による

5 工期

幼稚園運営上の制約があるため、事前に幼稚園長と工期日程の詳細な打ち合わせを行うこと。

- (1) 現つくしの部屋から大久保幼稚園の2階への物品の移動について、梱包作業を3月19日までに終える予定であるため、翌20日以降の作業着手とすること。
- (2) 3月24日は終業式があるため発電機等の騒音を伴う作業は行わないこと。25日以降も、騒音を伴う作業を実施する場合は、その時間帯について園長と事前に協議すること。

6 引き渡し

引き渡し期日（3月31日まで）に発注課において完了検査を実施する。